

青森県報

第百八十号

令和二年
七月八日
(水曜日)

目次

告 示

- 公印の印影を印刷することができるとする文書の一部改正……………(総務学事課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……一
- 廃川敷地等の公示……………(河川砂防課) ……二
- 公 告
- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……二
- 青森県地域防災計画修正の要旨……………(防災危機管理課) ……三
- 選挙管理委員会
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投置管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………(事務局) ……四
- 正 誤
- 令和二年六月二十九日定例公告中……………(総務学事課) ……五

告

示

青森県告示第五百五十九号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百一十一号(公印の印影を印刷することができるとする文書)の一部を次のように改正する。

令和二年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第七号中8を削り、9を8とし、10を9とし、同号11中「自動車税徴収引受通知書」を「自動車税(種別割)徴収引受通知書」に改め、同11を同号10とし、同号12中「自動車税納税証明書」を「自動車税(種別割)納税証明書」に改め、同12を同号11とし、同号13を同号12とする。

第五十七号中「及び賞状」を「、賞状及び寄附金受領証明書」に改める。

青森県告示第五百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和二年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
野辺地調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢九の九	令和二年六月三十日

青森県告示第五百六十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和二年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所
 三戸郡田子町大字遠瀬字大曾利一六の六・一六の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一六の二一、字館一四の一、二一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定条件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び田子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百六十二号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

二級河川沖館川水系西滝川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和二年七月八日

三 廃川敷地等の位置

青森市浪館前田一丁目二七の一六地先及び二七の一七地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

宅地 七一・六一平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ユウアイ

三 代表者の氏名

橋本 鉄男

四 主たる事務所の所在地

三沢市

五 定款に記載された目的

この法人は、援助が必要な高齢者・障害者やその家族、他の人々に対して、社会生活自立支援に関する事業を、互助の精神に基づき、地域住民とともに、行い、もってすべての人々が共生できる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、赤

石川第二頭首工地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和二年七月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年七月九日から同年八月七日まで

三 縦覧の場所

鱈ヶ沢町役場

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定によりその要旨を公表する。

令和二年七月八日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に計画を作成して以来、毎年これに検討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、県の防災対策の見直し、国の防災基本計画の修正等を踏まえ、計画について、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

令和二年六月二十四日

三 計画修正の主な内容

風水害等災害対策編

第三章 災害予防計画

第五節 防災事業

ため池の決壊に係る緊急連絡体制等を整備するとともに、補強対策、耐震化、統廃合等を推進することとした。

第七節 防災教育及び防災思想の普及

「自らの命は自らが守る」という意識を周知すること等により、県全体としての防災意識の向上を推進することとした。

第八節 企業防災の促進

中小企業等の事業継続力強化計画に基づく防災・減災対策の普及を促進することとした。

第十二節 要配慮者安全確保対策

防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図ることとした。

第十三節 防災ボランティア活動対策

一 行政・NPO・ボランティア等の三者の連携を図ることとした。

二 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に関して、行政、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で連絡体制を構築することとした。

第十四節 文教対策

水害・土砂災害のリスクがある学校において、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めることとした。

第四章 災害応急対策計画

第四節 災害広報・情報提供

在日・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国と連携して多言語化等の環境の整備を図ることとした。

第六節 広域応援

災害対応を支援する I S U T (災害時情報集約支援チーム:Information Support Team) が国から派遣された場合の受入体制の整備及び連携に努めることとした。

第八節 避難

避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努めることとした。

第五章 雪害対策、事故災害対策計画

第二節 海上災害対策

走錨等起因する事故防止のための監視体制の強化等を行うこととした。

地震・津波災害対策編

第三章 災害予防計画

第十四節 土砂災害対策

大規模盛土造成地に係る液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めることとした。

その他「風水害等災害対策編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

火山災害対策編

火山災害に係る県の防災対策の見直しに伴い、風水害等災害対策編から火山災害対策に係る計画を分離・独立し、新たに火山災害対策編として作成することとした。

その他、岩木山及び八甲田山の火山避難計画の策定及び八甲田山の噴火警戒レベルの運用に伴う所要の修正等を行った。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改

正する。

令和二年七月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

二の表中

桜木園

〃 桜木町一三の一

を

特別養護老人ホーム桜木園

〃 中央二丁目二三の一

に、

特別養護老人ホーム 幸

〃 中泊町大字尾別字小谷二六の一

を

野辺地ホーム

上北郡野辺地町字白岩四〇の一

を

特別養護老人ホーム 幸

〃 中泊町大字尾別字小谷二六の一

に、

五の表中

ほほえみ三戸

〇 三戸郡三戸町大字同心町字諏訪内一

を

老健なんぶ

一〃 南部町大字沖田面字千刈三二の一

を

ほほえみ三戸

〇 三戸郡三戸町大字同心町字諏訪内一

に改める。

正

誤

令和二年 第七六号	発行年月日 番号	公告	区分	五	ページ	下	段	表中	行														
議																							
正																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">件数 10 (1)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">処理の状況(件)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認 容 0</td> <td style="text-align: center;">一 認 部 容 0 (1)</td> <td style="text-align: center;">棄 却 2</td> <td style="text-align: center;">下 却 0</td> <td style="text-align: center;">取 下 げ 0</td> <td style="text-align: center;">審 理 中 8</td> </tr> </table>										件数 10 (1)	処理の状況(件)							認 容 0	一 認 部 容 0 (1)	棄 却 2	下 却 0	取 下 げ 0	審 理 中 8
件数 10 (1)	処理の状況(件)																						
	認 容 0	一 認 部 容 0 (1)	棄 却 2	下 却 0	取 下 げ 0	審 理 中 8																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">件数 12 (1)</td> <td colspan="7" style="text-align: center;">処理の状況(件)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認 容 1</td> <td style="text-align: center;">一 認 部 容 0 (1)</td> <td style="text-align: center;">棄 却 2</td> <td style="text-align: center;">下 却 0</td> <td style="text-align: center;">取 下 げ 0</td> <td style="text-align: center;">審 理 中 9</td> </tr> </table>										件数 12 (1)	処理の状況(件)							認 容 1	一 認 部 容 0 (1)	棄 却 2	下 却 0	取 下 げ 0	審 理 中 9
件数 12 (1)	処理の状況(件)																						
	認 容 1	一 認 部 容 0 (1)	棄 却 2	下 却 0	取 下 げ 0	審 理 中 9																	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円